



北上市地域づくり組織条例 逐条解説



平成25年2月

北上市

北上市地域づくり組織条例の解説

もくじ

北上市地域づくり組織条例 もくじ

第 1 条 目的

第 2 条 定義

第 3 条 基本理念

第 4 条 地域づくり組織の要件

第 5 条 地域づくり組織の届出

第 6 条 地域づくり組織の事業

第 7 条 活動の制限

第 8 条 市長等の役割

第 9 条 補則

1 北上市地域づくり組織条例制定の背景・理由

(1) 北上市自治基本条例の制定

平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことにより、市町村と国・都道府県は対等の関係にあると位置づけられ、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとなりました。

こういった時代の変化を的確に理解し、憲法第92条の「地方自治の本旨」の精神を念頭に、北上市においても、市民の権利や自治体運営に関する基本事項を明確にし、自治の枠組みや自治を実現する仕組みを整えることが必要となってきました。

しかし、既存の地方自治法では、自治体の組織及び運営に関する事項について細かく規定されている一方で、市民の参画や協働、情報公開、個人情報保護、政策評価等、現在の市政運営上不可欠となっている概念に関する事項に係る規定がありません。

そこで、これを補い、協働のまちづくりを推進し、当市の総合計画における基本理念や将来の都市像、あるいは地域計画の中の各地域の将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むにあたっての具体的な仕組みを、体系としてわかりやすく整備した「北上市自治基本条例」が、今年度の6月定例市議会で可決、制定されました。

(2) 協働のまちづくりの進展

平成18年3月に、市は「北上市まちづくり協働推進条例」を制定し、理想とする地域社会の構築に取り組んできました。

市民、企業及び行政がそれぞれの責任のもと、連携して対等の立場で協働のまちづくりを進めており、現在では市民活動団体や地域の自治組織、企業、行政が協働し、様々な地域づくり活動や市の計画策定などに取り組んでいます。

(3) 地域課題の多様化・複雑化

市が求められている施策は、地域や立場の違いによって実に様々で、年々複雑になっています。従って、全ての人が満足できるような施策を行政だけで提供することは難しい状況です。

実施すべき施策の優先順位や内容などについて、市民や企業、団体などにも地域の課題に目を向けていただき、ともに解決していくことが大切であると考え、当市のまちづくりにおいて非常に重要な要素である「地域づくり」が北上市自治基本条例においても定義されています。

市内各地域において進められている地域の課題解決や魅力づくりなどのまちづくり活動を「地域づくり」という言葉で改めて定義するとともに、その地域づくりに取り組む組織を「地域づくり組織」と定義しています。

2 地域づくり組織条例とは

これまでのところ、地域のみなさんにはそれぞれの地域で積極的に活動していただいております。様々な地域づくりを推進していただいております。特に、平成12年度に地域ごとの地理的な特性、産業、歴史及び文化等の地域資源を活かし、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び事業をとりまとめた計画である「地域計画」を策定頂いて以降は、その実現に向けて精力的に取り組んでいただき、また、市もその活動を補助金や交付金等により支援して参りました。

しかし、地域づくりの進展に伴い、新たな問題点も発生してきました。ひとつは、地域づくりの担い手である自治協議会と市との関係が不明確であることです。具体的には、地域づくりの主体は地域であり、市はその活動を支援することとしてきましたが、地域が行うべき地域づくりの範囲はどこまでなのか、「地域づくり」そのものの定義が不明確であること、また、地域づくりを行う組織（現在の各地区自治協議会）の市における位置づけが不明確であることがあげられます。

もうひとつは地域の活動を支える市の支援の仕組みの改善が求められていることです。具体的には、市はきらめく地域づくり交付金によりそれぞれの地域における地域づくりの活動を支援していますが、事業費に対する補助金の性格が強く、活動を支える上では少し不便であると指摘されています。

これらの問題を解決するとともに、更なる地域づくりの進展を図るため、地域づくりの定義、地域づくり組織のあり方、位置づけ、地域づくり活動支援のあり方や方法などを定めるのがこの北上市地域づくり組織条例です。

北上市地域づくり組織条例

（目的）

第1条 この条例は、北上市自治基本条例（平成24年北上市条例第24号。以下「自治基本条例」という。）第30条の規定に基づき、地域を代表し地域づくりに取り組む組織の要件及び事業並びに市長等の役割に関する事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、自主的かつ活力ある地域づくりの進展を図ることを目的とする。

【解説】

第1条は、この条例を制定する目的を簡潔に表現しています。

市と地域づくり組織のパートナーシップによる協働のまちづくりを進展し、自主的かつ活力ある地域づくりの進展を図るため、組織の要件、取り組む事業、それを支える市の役割について定めるものです。

「地域を代表し地域づくりに取り組む組織」とは、その地域全体を対象として活動する地域を代表する組織を意味し、自治会や町内会などの基礎的コミュニティや、防犯協会、交通安全協会、PTA、老人クラブ等テーマ別に活動する団体を包括する組織としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 別表に定める区域をいう。
- (2) 住民等 地域に住む者、地域に事業所を置く事業者及び地域で活動する団体をいう。
- (3) 市長等 市長及び教育委員会等の行政事務を管理執行する機関をいう。
- (4) 地域づくり 地域において住民等が取り組む住みよい地域社会の実現に向けた地域の課題解決や魅力づくりなどのまちづくりをいう。
- (5) 地域づくり組織 住民等により設置され、地域を代表して地域づくりに取り組む組織をいう。
- (6) 地域計画 地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史、文化等の地域資源を活かした地域づくりの基本方針及び事業をとりまとめた計画で、北上市総合計画に位置付けられたものをいう。

【解説】

この条例で使われる用語のうち、共通の認識としておきたい重要な用語を定義しています。

○第1号について

「地域」とは、別表に定める現在の16地区の交流センターの対象区域である各地域としています。

○第2号について

「住民等」とは、その地域に居住する生徒児童を含むすべての者のほか、事業所を置く事業者（居住していないが、事業を行っている者）や、自治会、町内会、自治公民館のほか、地域で地域づくりに関連する活動をしている防犯協会、交通安全協会、PTA、老人クラブ等の各種団体を含むものとしています。

○第3号について

「市長等」とは、北上市の行政事務を管理執行する機関のことをいいます。市長のほか、主に地域づくりに関わる機関として教育委員会が挙げられます。

○第4号について

「地域づくり」とは、自治基本条例第4条第5号及び第29条第1項の規定に基づき、その地域における「課題解決」や「魅力づくり」などの「まちづくり」であるとしています。

＜自治基本条例第4条第5号＞

市民は、地域の目指すべき将来像に向かって、それぞれの地域にある固有の魅力、資源を最大限に活用し、他の地域との交流及び連携を深め、市長等とともに効果的かつ効率的なまちづくりを行う。

＜自治基本条例第29条第1項＞

市民は、自分が暮らす地域において、住みよい地域社会の構築に向け、地域の課題解決や魅力づくりなどのまちづくり（以下「地域づくり」という。）に積極的に参加するよう努めるものとする。

○第5号

「地域づくり組織」とは、その地域住民が一地域に一つ設置する第4号に定める地域づくりに取り組む組織であり、地域を代表する組織としています。具体的には各地域の自治協議会を想定しています。

○第6号について

「地域計画」とは、現在の北上市総合計画に位置づけられている地域計画であり、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活かした地域づくりの基本方針及び事業をとりまとめた計画で、北上市総合計画に位置付けられたものであるとしています。

＜自治基本条例第13条第4号＞

市長は、地域それぞれが計画的なまちづくりを実践するために、地域が策定した計画を総合計画の中に地域計画として位置付けるものとする。

(基本理念)

第3条 地域づくり組織は、自治基本条例の理念に基づき、組織を構成する住民等の意思により主体的に行動するものとする。

【解説】

地域づくりは、住民自らが主体的に行うものであり、地域づくり組織は、北上市自治基本条例の理念（特に第4条第5号及び第29条第1項）に基づいて行われなければならないとしています。

また、地域づくり組織は住民の意思によって主体的に行動するものであり、他からの強制を受けないものとしています。

＜自治基本条例第4条第5号＞

市民は、地域の目指すべき将来像に向かって、それぞれの地域にある固有の魅力、資源を最大限に活用し、他の地域との交流及び連携を深め、市長等とともに効果的かつ効率的なまちづくりを行う。

(地域づくり組織の要件)

第4条 地域づくり組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する組織とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査及びその他組織を民主的に運営するために必要な事項が規約に定められていること。
- (2) 代表者及び役員がその構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) 地域の住民等すべてが構成員の対象であること。
- (4) 各地域内に自主的に組織された自治会等を構成員としていること。

【解説】

地域づくり組織が、市長等だけでなく、市民全体から認められるために満たさなければならない要件を定義しています。

○第1号について

地域づくり組織がどこの何という組織か識別できることや、代表者の選出方法、総会の方法、監査、組織と構成員の情報共有を図る等、民主的に運営されるために必要な事項を定めています。

○第2号について

地域づくり組織の役員等の人選が、構成員の意思に基づいて民主的に選出されることを定めています。

○第3号について

地域に住む者及び地域に事業所を置く事業者並びに地域で活動する団体すべてが地域づくり組織の構成員の対象であることとしています。

○第4号について

地域づくり組織には、行政区単位の自治会や町内会、自治公民館単位の自治組織などの地域づくりを実践している基礎的コミュニティが構成組織となっていることが必要です。なお、ここで言う自治会には、マンションやアパート等の共用施設管理を主目的とした自治会は含みません。

(地域づくり組織の届出)

第5条 地域づくり組織は、別に定めるところにより、その設置を市長に届出するものとする。

2 市長は、前項の届出をした地域づくり組織の活動を支援するものとする。

3 地域づくり組織は、届出の内容に変更があったときは、市長に届出しなければならない。

【解説】

○第1項について

市長が地域づくり組織を支援するためには、地域づくり組織を認知することが必要です。そのため、地域づくり組織は名称、所在地、代表者名、連絡先等のほか、規約や組織図等の第4条の要件を満たしていることを確認できる資料を届出することとしています。

○第2項について

市長は、届出をした地域づくり組織に対してのみ、その活動を支援することとしています。

○第3項について

総会や役員改選等により、届出内容に変更が生じた場合、市長へ届出をしなければならないと定めています。

(地域づくり組織の事業)

第6条 地域づくり組織は、市長等と協働してまちづくりを推進するため、地域計画を策定し、次の地域づくり事業に取り組むものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興、住民間の交流等に関する事。
- (2) 環境及び景観の保全に関する事。
- (3) 防災、防犯、交通安全など安全及び安心に関する事。
- (4) 健康及び福祉の増進に関する事。
- (5) 生涯学習及びスポーツ振興に関する事。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事。

- (8) 市長等との連携や施策への協力に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり組織が特に必要があると認めるもの。

【解説】

地域づくり組織は、様々な事業に主体的に、又は市長等と協働して、又は他の団体等と連携して、身近な課題の解決や魅力づくりに取り組むことを定めています。各号の具体的な活動の事例は次のとおりです。ただし、各事例のすべてに取り組まなければならないということではありません。

(1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。

◎地域計画の策定 ◎地域産業振興（後継者育成、地域雇用、商店の維持など）◎他の地域との連携、交流 ◎地域課題に関する意見集約 ◎地域の道路や水路の整備（みちづくり支援事業等の取組） ◎地域興し活動（特産品の開発、観光資源の発掘、まつりの開催） ◎定住促進 ◎少子化対策 ◎市への要望、陳情

(2) 環境及び景観の保全に関すること。

◎環境保全活動（道路・堤防・河川敷の草刈等） ◎環境整備活動（山林里山整備等） ◎不法投棄対策（巡回・回収・処分等） ◎公衆衛生（公衆衛生組合等の活動） ◎花いっぱい運動 ◎ゴミ減量運動 ◎CO₂削減運動 ◎都市公園等の維持管理 ◎景観整備保全 ◎景勝地や史跡等の保全

(3) 防災や防犯、交通安全など安全及び安心に関すること。

◎地域防犯（防犯協会等の活動） ◎地域防災（自主防災組織等の活動） ◎交通安全（交通安全協会等の活動） ◎街路灯の管理 ◎地域除雪

(4) 健康及び福祉の増進に関すること。

◎健康増進 ◎ふれあいディサービス ◎敬老会 ◎独居高齢者や身障者への眼くばり

(5) 生涯学習やスポーツ振興に関すること。

◎各種教室やサークル活動 ◎各種スポーツ大会 ◎地区（町民）運動会

(6) 青少年の健全育成に関すること。

◎児童の登下校見守り等の活動 ◎学童保育に関する支援 ◎小中学校PTAとの連携 ◎児童生徒の生活指導 ◎子ども110番の活動 ◎通学路の安全確保

(7) 地域文化の継承及び創出に関すること。

◎伝統芸能の保存 ◎まつりや慣習の継承 ◎地域の魅力発見・創出 ◎地域の歴史や風土の学習や広報活動 ◎地域の歴史や風土の保全（資料収集や記録、史誌編さん等） ◎自治公民館活動の振興・支援

(8) 市長等との連携や施策への協力に関すること。

◎市の施策に関する説明会等の地域住民への参加呼びかけ ◎市の施策に関するアンケート等意見聴取への協力 ◎市の施策に対する地域の意見集約 ◎市政座談会の開催 ◎市の各種委員の推薦 ◎各種募金等への協力

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域づくりに関し特に必要があると組織が認めること。

◎空家調査や賃貸斡旋 ◎耕作放棄地の調査や活用促進の取組 ◎井戸水調査や活用 ◎産直や朝市 ◎グリーンツーリズム

(活動の制限)

第7条 地域づくり組織は、次の各号に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

【解説】

地域づくり組織は、届出することにより地域を代表し地域づくりを行う公益的団体となるので、宗教や政治活動の具体的な制限を定めています。

(市長等の役割)

第8条 市長等は、地域づくり組織と協働してまちづくりを推進するため、地域づくり組織の活動を支援するものとする。

- 2 市長等は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。
- 3 市長は、別に定めるところにより地域づくりのための交付金を交付するものとする。

【解説】

○第1項について

市長等は、地域づくり組織とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進するため、地域づくりの主体である地域づくり組織の活動を支援することを定めています。

○第2項について

市長等は、地域づくり活動により生じた事故や紛争の解決に協力、助言することができることを定めています。

○第3項について

市長は、地域づくり組織の活動を支援するため、組織がある程度自由に使える交付金を交付することを定め、交付金の額、手続き、事業報告、情報公開等については別に規則や要綱などで定めることとしています。

(補則)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の実施に関して、必要な場合は規則で定めることができるようにしているものです。

別表（第2条関係）

地域名	区 域	行政区名
黒沢尻北	上野町一丁目、上野町二丁目、上野町三丁目、上野町四丁目及び上野町五丁目 さくら通り二丁目、さくら通り四丁目及びさくら通り五丁目の全部並びにさくら通り一丁目及びさくら通り三丁目の一部 里分のうち2地割の一部 堤ヶ丘一丁目及び堤ヶ丘二丁目 常盤台二丁目、常盤台三丁目及び常盤台四丁目の全部並びに常盤台一丁目の一部 藤沢のうち18地割から22地割までの全部及び17地割の一部 町分のうち1地割、2地割及び4地割の全部並びに3地割の一部 村崎野のうち14地割の一部	黒沢尻1区、2区、10区及び21区から23区まで
黒沢尻東	青柳町一丁目の全部及び青柳町二丁目の一部 大通り一丁目の全部及び大通り二丁目の一部 川岸一丁目、川岸二丁目、川岸三丁目及び川岸四丁目 黒沢尻一丁目、黒沢尻二丁目、黒沢尻三丁目及び黒沢尻四丁目 小鳥崎、幸町及び孫屋敷 里分のうち4地割から8地割まで及び12地割の全部並びに2地割の一部 諏訪町一丁目及び諏訪町二丁目 中野町一丁目、中野町二丁目及び中野町三丁目 花園町一丁目の全部並びに花園町二丁目及び花園町三丁目の一部 本通り二丁目の一部 若宮町一丁目及び若宮町二丁目の一部	黒沢尻11区から15区まで、19区、20区、26区及び27区
黒沢尻西	青柳町二丁目の一部 有田町、大曲町及び芳町 大通り三丁目及び大通り四丁目の全部並びに大通り二丁目の一部 鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目及び鍛冶町三丁目	黒沢尻3区から9区まで、24区及び25区

	九年橋一丁目、九年橋二丁目及び九年橋三丁目 さくら通り一丁目及びさくら通り三丁目の一部 新穀町一丁目及び新穀町二丁目 常盤台一丁目の一部 花園町二丁目及び花園町三丁目の一部 本石町一丁目及び本石町二丁目 本通り一丁目、本通り三丁目及び本通り四丁目の全部 並びに本通り二丁目の一部 町分のうち 7 地割及び18地割の全部並びに 3 地割の一部 柳原町一丁目、柳原町二丁目、柳原町三丁目、柳原町 四丁目及び柳原町五丁目 若宮町一丁目及び若宮町二丁目の一部	
立 花	立花	黒沢尻 16 区から 18 区まで
飯 豊	飯豊、成田及び流通センター 北工業団地の一部 村崎野のうち 1 地割から13地割まで及び15地割から23 地割までの全部並びに14地割及び24地割の一部 藤沢のうち 1 地割から16地割まで及び18地割の全部並 びに17地割の一部	飯豊 1 区から 10 区まで
二 子	二子町の全部 北工業団地及び村崎野のうち24地割の一部	二子 1 区から 8 区まで
更 木	更木及び臥牛	更木 1 区から 7 区まで
黒 岩	黒岩、平沢及び湯沢	黒岩 1 区から 3 区まで
口 内	口内町の全部	口内 1 区から 9 区まで
稲 瀬	稲瀬町の全部	稲瀬 1 区から 4 区まで
相 去	相去町の全部 大堤北一丁目、大堤北二丁目、大堤西一丁目、大堤西 二丁目、大堤東一丁目、大堤東二丁目、大堤東三丁目、 大堤南一丁目、大堤南二丁目及び大堤南三丁目	相去 1 区から 11 区まで

鬼 柳	鬼柳町の全部 上鬼柳及び下鬼柳	鬼柳 1 区から 5 区まで
江 釣 子	上江釣子、北鬼柳、下江釣子、滑田、新平及び鳩岡崎	江 釣 子 1 区か ら17区まで
和 賀	和賀町岩沢のうち 8 地割から14地割まで 和賀町煤孫のうち 1 地割、 2 地割、 12地割及び13地割 の一部 和賀町仙人 和賀町堅川目のうち 1 地割から 7 地割までの全部及び 8 地割の一部 和賀町長沼のうち 1 地割、 2 地割及び12地割の一部 和賀町藤根のうち 1 地割の一部 和賀町山口のうち15地割から48地割まで 和賀町横川目のうち 3 地割から23地割まで、 26地割、 27地割、 29地割、 30地割及び33地割から37地割までの全 部並びに24地割、 25地割、 28地割、 31地割及び32地割の 一部	横川目 1 区か ら 5 区まで、 堅川目区、仙 人区、岩沢区 及び山口区
岩 崎	和賀町岩崎 和賀町岩崎新田の全部 和賀町煤孫のうち 3 地割から11地割まで、 14地割から 21地割まで及び望野の全部並びに 1 地割、 2 地割、 12地 割及び13地割の一部 和賀町長沼のうち13地割及び14地割	煤孫 1 区及び 2 区、岩崎 1 区から 3 区ま で並びに新田 1 区及び 2 区
藤 根	和賀町後藤 和賀町堅川目のうち 8 地割の一部 和賀町長沼のうち 3 地割から11地割まで及び15地割の 全部並びに 1 地割、 2 地割及び12地割の一部 和賀町藤根のうち 2 地割から29地割までの全部及び 1 地割の一部 和賀町横川目のうち24地割、 25地割、 28地割、 31地割 及び32地割の一部	藤根 1 区から 4 区まで、長 沼 1 区及び 2 区並びに後藤 1 区及び 2 区

備考 この表において、行政区とは市の行政事務の円滑な運営を図るため、規則
で定める区域をいう。